

高鍋町告示第7号

平成22年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年2月26日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成22年3月4日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

---

○3月8日に応招した議員

同上

---

○3月17日に応招した議員

同上

---

○3月18日に応招した議員

同上

---

○3月19日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成22年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 例月現金出納検査結果報告
  - (3) 定期監査結果報告
  - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 議案第2号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第3号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第4号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第5号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第6号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第7号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第8号 高鍋町総合計画第五次基本構想について
- 日程第16 議案第9号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第17 議案第10号 団体営村づくり交付金事業計画の変更について
- 日程第18 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第12号 高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 平成22年度高鍋町一般会計予算
- 日程第24 議案第17号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第18号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算

- 日程第26 議案第19号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第27 議案第20号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算  
日程第28 議案第21号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算  
日程第29 議案第22号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算  
日程第30 議案第23号 平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算  
日程第31 議案第24号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算  
日程第32 議案第25号 平成22年度高鍋町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸報告  
    (1) 議長の会務報告  
    (2) 例月現金出納検査結果報告  
    (3) 定期監査結果報告  
    (4) 町長の政務報告  
日程第3 町長の施政方針  
日程第4 会期の決定  
日程第5 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願  
日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について  
日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について  
日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について  
日程第9 議案第2号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)  
日程第10 議案第3号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
日程第11 議案第4号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)  
日程第12 議案第5号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
日程第13 議案第6号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第14 議案第7号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
日程第15 議案第8号 高鍋町総合計画第五次基本構想について  
日程第16 議案第9号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について  
日程第17 議案第10号 団体営村づくり交付金事業計画の変更について  
日程第18 議案第11号 町道路線の認定について  
日程第19 議案第12号 高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について  
日程第20 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第21 議案第14号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について

- 日程第22 議案第15号 高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正について  
 日程第23 議案第16号 平成22年度高鍋町一般会計予算  
 日程第24 議案第17号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算  
 日程第25 議案第18号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算  
 日程第26 議案第19号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第27 議案第20号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算  
 日程第28 議案第21号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算  
 日程第29 議案第22号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算  
 日程第30 議案第23号 平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算  
 日程第31 議案第24号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算  
 日程第32 議案第25号 平成22年度高鍋町水道事業会計予算

---

出席議員（16名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 曾我部義雄君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君

産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	正崎 博君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	永友 吉人君	社会教育課長	……………	東 啓三君

午前10時00分開会

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。大変御苦労さまでございます。16日間、ひとつ、慎重審議をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、只今から平成22年第1回高鍋町議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。第1回定例会招集に当たり、議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

去る3月1日午後3時より、第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席しました。

今回の案件は、人権擁護委員の推薦に伴う諮問3件、うち2件は引退に伴うもの、1件は再任であります。

平成21年12月8日に閣議決定しました、電線の地中化、都市部の緑化など、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備などを支援するという内容を受けた平成21年度第二次補正予算において交付金が創設されることになり、高鍋へは6,700万円余りが交付されることにより高鍋町では従前より計画していたものが該当する部分を含めて、今回補正予算として提案される平成21年度一般会計補正予算を初め、平成21年度特別会計補正予算など6件、高鍋町総合計画第五次基本構想、持田に建設された高齢者福祉センター運営に関するもの、変更に伴う村づくり交付金変更、町道路線認定などや、条例の一部改正4件、平成22年度の一般会計予算及び特別会計予算10件、合計27件となっております。

人権擁護委員の推薦については、本日に提案、質疑、採決となっております。また、議案第2号から第7号までの平成21年度補正予算に関しては、議案熟読を経て、5日目の3月8日に質疑、討論、採決を行います。

議員より、総合計画の第五次基本構想も提案されており、日程に不足が生じてはならないとの意見があり、十分な時間配分をとることを求められ、協議した結果、卒業式当日は休会としていた慣例を行わず、午後に審査時間を確保したところです。また、12月議会では執行部から訂正などによる議会の停滞が見受けられたために、今回はそのことがないように注意喚起をしたところでございます。国の平成21年度第二次補正予算の地方配分については、執行部より、国からの交付金額は決定されているが、高鍋町からおおよそ1億3,000万円以上のお願いをしているところであり、その動向を注視している段階で、国からの決定があり次第、議会に諮る準備をしていることが報告されました。

議会運営委員会では、国の補正予算関係書類については配付されるよう求めたところで、今定例会は平成22年度の予算もあり、特別委員会、常任委員会での質疑など時間配分が難しいかとは存じますが、議員各位の御協力でスムーズな議会運営ができますよう、よろしくお願いを申し上げます。

質疑を終了し、定例会について議員全員一致を見ましたので、御報告いたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、12番、徳久信義議員、13番、中村末子議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 諸報告

○議長（後藤 隆夫） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を行います。黒木輝幸代表監査委員、お願いをいたします。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成22年2月22日付で町長、町議会議員、教育長、農業委員会会長に報告書を提出いたしました。監査結果報告書は皆様のお手元に配付されております。その概要につきまして、御報告を申し上げます。

まず第1に、審査の対象といたしましたのは、平成20年度、21年度、町税、使用料及び手数料の減免、平成20年度、21年度、町単独補助金、平成20年度、21年度、契約でございます。

なお、平成21年度につきましては、平成22年1月末現在までに執行されたものを監査対象といたしました。

第2に、審査の期間でございますが、平成22年2月5日から平成22年2月12日まで、実質監査日数は5日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、町税、使用料及び手数料の減免につきましては申請から決定までの関係書類の提出を求め、減免の額及び申請から決定までの手続きは法令

条例に準拠しているか、照査をいたしました。町単独補助金につきましては補助金交付台帳及び交付に関するすべての書類の提出を求め、予算及び補助目的と使途の整合性、補助額、交付時期の妥当性、申請から交付、実績確認までの手続きが条例及び補助金等の交付に関する規則に基づき的確に執行されているか、また、実績に基づく効果の判定、見直しは行われているかを監査をいたしました。契約事務につきましては契約に係る起案から完成、または完了、検査までの関係書類の提出を求め、契約の締結は公正かつ適正に行われているか、契約は確実に履行されているか、完成検査は適正に行われているか、抽出による監査をいたしました。

なお、減免、町単独補助金、契約事務のいずれについても、必要に応じて担当課長の説明を求めました。

第4に、監査の結果について申し上げます。平成20年度、21年度、町税、使用料及び手数料の減免は、法令、条例に基づき適正に取り扱われていることを確認いたしました。

なお、事務処理には改善の余地があるものと判断をいたしました。処理規定の見直しを要望いたします。

平成20年度、21年度、町単独の補助金の交付に係る事務につきましては、予算の執行は目的に合致しており、条例及び補助金の交付に関する規則等に準拠して適正に執行されていることを認めました。

なお、定額補助金につきましては、基準が不明なものもございましたので検討が必要と思われる。また、補助金検討委員会による効果の判定や見直しが行われておりますけれども、これは行財政改革を推進する上で重要な位置づけになるものと思われるので、十分機能発揮するよう望みます。

平成20年度、21年度、契約事務における指名競争入札の執行につきましては、資格審査、指名審査に基づき、公正に執行されていることを認めました。随意契約につきましても法令及び町財務規則に基づき執行されていることを認めました。また、契約の履行は検査、支払い等も適正に執行されているものと認めました。

今回、監査の対象となりました、減免、補助金、契約につきましては別表のとおりでございます。

以上、御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成21年12月1日から平成22年2月28日までの政務について御報告申し上げます。

まず、平成22年高鍋町消防初め式についてでございますが、1月10日日曜日、小丸河畔河川敷広場で挙行されました。各部とも仕事や家庭を持った中、そして、年末年始の多忙な中で訓練に精励され、大変すばらしい初め式となりました。また、初め式の訓練ばかりではなく、夜警等にも一生懸命取り組まれ、改めて消防団の頼もしさを感じたところでございます。

なお、成績につきましては、お手元の政務報告に掲げているとおりでございます。

次に、上杉雪灯籠まつりについてでございますが、2月13日土曜日、山形県米沢市にお伺いし、参加させていただきました。例年どおり、米沢市長さんを初め、米沢市民の皆様から心温まるおもてなしを受け、大変有意義な時間を過ごすことができました。また、今回は朝倉市の職員も参加され、本町と姉妹都市とのきずなを米沢市において深めることができましたことに喜びを感じたところでございます。これからもさまざまな機会を通じて、交流を深めてまいりたいと存じます。

次に、戸籍電算システム稼働式についてでございますが、2月22日月曜日、戸籍電算システム稼働式を挙行し、電算化された戸籍証明の交付を開始したところでございます。今後ともさらなる事務の効率化及び町民サービスの向上に努めてまいります。

次に、要望活動についてでございますが、1月から2月にかけて、お手元の政務報告に掲げているとおり、九州防衛局には日米共同訓練を含む、新田原基地での訓練等に係る安全対策及び体制の確認について、農林水産省には国営かんがい排水事業尾鈴地区の事業推進について要望活動を行ってまいりました。また、今回の要望活動を初め、さまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、主だった政務について御報告申し上げます。

なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 町長の施政方針

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 平成22年第1回高鍋町議会定例会の開会に当たり、町政運営に関する私の所信を申し述べ、高鍋町議会を初め町民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は平成17年2月の町長就任以来、町民が主役のまちづくりを政治理念として町政のかじ取りを担ってまいりました。財政基盤の悪化や複雑多様化する行政ニーズへの対応等、町政を取り巻く環境が極めて厳しい中、町民の皆様の福祉の向上、町の発展を願いながら、また、町政運営に当たっては、選挙公約にも掲げました、「安心・安全なまちづくり」、「行財政改革の推進」、「産業の振興」、「市町村合併の推進」、「福祉・教育・スポーツの振興」の5つを基本として、職務の遂行に当たってきたところであります。

さて、我が国では、現在厳しい社会経済情勢によりさらなる格差社会が進行しており、特に地方においては大変厳しい状況にあり、地方自治体には今後さらに厳しい地域間競争の波にさらされることが予想されております。とりわけ、三位一体の改革に伴う地方財政の疲弊が深刻な状況の中で、サブプライムローン問題に端を発した100年に一度と形容される経済危機による景気後退局面が長期化することが予測され、多くの地方自治体がかつて



経験したことのない危機に直面している状況にあります。本町では、このような状況に対応するため、国の第一次及び第二次補正予算に伴う経済危機緊急経済対策事業を積極的に取り入れ実施しているところであります。また、本町は今後とも町民の皆様が真に必要としている行政サービスを提供し続け、町の活力を維持・発展させていくためには、これまでの発想や手法を思い切って転換させなければなりません。その一環として、昨年4月に機構改革を行い、職員数の減少や地方分権に伴う事務量の増加に対応するため、効率的、効果的な行政組織に努めたところでありますが、行財政改革は行政側だけの取り組みでは限界があり、本町が今後活力ある地域として発展していくためには、住民サービスの公平性、公正性を確保するためにも受益者負担の原則に基づく改革を推進するとともに、町民の皆様や民間組織と行政とが適切な役割分担のもと、自助、共助、公助といった協働の考え方を基本に町民力を最大限に引き出しつつ、協働のまちづくりを推進することが求められております。

今後の町政運営はさらなる行財政改革を推進していくと同時に、本町が持つ、さまざまな歴史的、文化的資産や人材などを最大限に活用し、町の発展に生かしていかなければなりません。

以上の考え方に基づき、私は残された2期目の町政に全力を上げて取り組み、町の発展に尽くしてまいり所存であります。

そこで、以下、平成22年度の重点施策について御説明申し上げます。

まず1点目は、安心・安全なまちづくりについてであります。町民の皆様の安心・安全を確立し、人々が笑顔で安心して暮らすことのできる社会の構築は行政の基本的な課題であり、かつ優先して取り組むべき事項でありますので、本町といたしましては、SOSネットワークや防災情報配信システム等を活用し、迅速かつ正確な情報提供に努めながら、防災訓練等を通じて、町民の皆様の防災意識の向上や緊急時の備えを充実してまいります。さらに、災害時要援護者避難支援や地域見守りなど、関係団体との連携による防災、防犯体制の強化、自主防災組織の育成、交通安全施設整備事業等を推進し、本年は第2部消防機庫建てかえ等を実施するなど、安心・安全の基盤づくりに努めてまいります。さらに、救急医療等の問題につきましては、西都市及び児湯郡内の各町村や医師会等と協議を進めておりますが、1次救急医療の地元病院における受け入れ拡大について児湯医師会を中心に検討していただいております。また、個人病院の協力も得ながら、安定的な医療体制の確立を図ってまいりたいと考えております。そのほか、本年度から電動生ごみ処理機及びコンポスト購入に対する補助を実施し、ごみ減量化の徹底等にも積極的に取り組み、町民の皆様が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

2点目は、行財政改革の推進についてであります。本町が今後とも住民に真に必要な行政サービスを提供し続け、活力ある町政を継続できる地方自治体として存立していくためには、時代の流れを的確にとらえ、将来を見据えた地域経営が担えるよう徹底した体質改善・改革に取り組んでいく必要があります。そのため、平成20年4月に策定いたしました

た第五次高鍋町行財政改革大綱に基づき、昨年4月に組織の再編を行い、指定管理者制度、外部評価制度等を導入するとともに、ごみ処理経費の有料化や職員提案による施設利用協力金制度の導入などにより財源の安定的確保等に努めたところであります。また、公債費の負担軽減を図るため、地方債の一部の繰り上げ償還を引き続き進めてまいります。本年度は、4月の町立保育園2園の民営化を初め、職員の人事評価制度の本格実施、町民提案型予算制度の導入、ふるさと納税啓発グッズによるふるさと納税の促進、固定資産評価のための航空写真の撮影、不動産の差し押さえによる公売等を実施する予定であります。

3点目は、産業の振興についてであります。我が国の景気がこれまでにない深刻な経済危機に直面している中、疲弊する地方経済がさらなるダメージを受ける懸念がありますが、その中で、このような状況であるからこそ、元気で活力ある町を構築するためにはどのようにしたらよいかを官民交えて徹底的に議論し、その取り組みを力強く実践していく姿勢が必要であると考えております。そのためには既存の事務事業を検証する一方で、新たなアイデアが創出される仕組みづくりやさまざまな分野で活躍されている方々、団体などが持つておられる経営技術、ノウハウをまちづくりに生かすことができるような行政支援を進めながら、以下の施策を推進してまいりたいと存じます。

まず、商業につきましては、本町では最近、中心部周辺に郊外型の中大型店舗が相次いで進出してきており、一定の雇用が確保される半面、中心商店街の衰退が懸念される状況が発生し、商店街の再生は喫緊の課題となっております。このため、商店街みずからが取り組む活性化対策への支援や空き店舗対策等の充実を図る必要があります。商工会議所やJA、観光協会などの関係団体と連携を深めるため、東児湯地区が一体となった観光ネットワーク網を形成し、商店街の活性化を図っております。また、昨年から、まちなか商業活性化協議会において、「城下町高鍋まちなか活性化事業」に取り組んでいただいておりますが、本年からハード事業に取り組んでいただくことになっております。引き続き、このような取り組みを初め、高鍋商工会議所で取り組んでおられます、「高鍋デザイン会議」や「まちの駅事業」との連携を図るなど、町民の皆さんの御意見をいただきながら、商店街の活性化に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

農畜産業につきましては、キャベツ、和牛、お茶など、本町の特徴を生かしながら、安全で品質の高い農畜産物のブランド化を引き続き推進するため、履歴管理の徹底や販路拡大に向けた取り組み等を支援してまいります。あわせて、尾鈴地区土地改良事業による農業用水の確保や村づくり交付金事業による農道の整備など、農業基盤の整備を行ってまいります。本年から、環境保全型農業推進事業として、休閑期にひまわりなど作付し、緑肥としての効果と景観形成としての効果を期待する事業に取り組んでまいります。また、テレビ番組等の出演による農産物のPRに積極的に取り組んでまいります。

4点目は、福祉・教育・スポーツの振興についてであります。町民の皆様が健康を維持・増進し、未来を開く子供達にぎわうまちづくりのために、福祉教育、スポーツの振興を行うことは本町の発展のための最も重要な課題の一つであります。このため、健康づ

くりにつきましては、健康づくりセンターを主体に、生活習慣病予防の観点から、町民の皆様様の健康の維持増進の施策を推進しております。本年はプール利用率の向上を図るため、現在ボランティアで水中運動普及員を設置しておりますが、その普及員に対する研修を実施するなど、町民の皆様様の健康の維持増進の施策の充実を図ってまいります。また、子供がにぎわうまちづくりを推進するため、商店街の活性化と子育て支援といった分野横断的な取り組みとして、まいづるカードを活用した事業やイベントの開催等の支援をしてまいります。そのほか、NPO法人AIにより、高鍋子育て支援ルーム「きらきら」が開設され、ファミリーサポートセンター、高鍋町健康づくりセンターにおける支援や町内の保育園における一時保育の継続した実施等をあわせ、子育てに悩む母親等の支援体制を整備し、子育て家庭におけるさらなる負担の軽減と母親等の就労の促進等を図ってまいりたいと考えております。教育に関しましては、子供の成長過程において、学校が果たすべき役割は極めて大きなものがありますことから、教育委員会とも連携を図り、学校教育の充実に努めながら、ふるさと学習や米づくり体験を行うなど、地域と学校、そして、家庭とが連携して支え合い、子供が健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。本年は学校の耐震化に着手するとともに、学校、家庭、地域の連携協力のため、学校支援地域本部事業実施委員会を設置し、学校支援、ボランティア活動に取り組んでまいります。さらに、温暖な気候を生かし、本町の体育施設を活用したスポーツキャンプ等の誘致についても、地域スポーツの発展につながりますことから、引き続き、全力で取り組んでまいります。本年からのスポーツ合宿に対し補助金を交付しておりますが、本年は屋内多目的広場整備事業、企業キャンプ誘致パンフレットを作成するなど、さらなる条件整備を整えてまいります。また、本年は東九州自動車道高鍋インターチェンジが開設されますので、企業誘致を初め生活文化の発展、産業経済の振興に期待しているところであります。

最後に、市町村合併についてであります。現在の地方自治体は厳しい財政状況や複雑多様化する住民ニーズへの適切な対応、地方分権の進展に伴う事務負担の増加、さらには地方にただよう閉塞感等、さまざまな課題が山積しており、行政の効率化を進め、住民に対し適切な行政サービスを提供しなければならないことやスケールメリットの観点から、合併論議は避けては通れないと考えております。東児湯5町に関しましては、市町村合併に対しましての考え方の依然として隔たりがあり、それを取り除く努力が必要であります。私は地域の歴史や文化、特性を生かし、発展していくためには、東児湯5町の合併が必要であると考えておりますので、意欲を持って、合併に向けたさまざまな働きかけを継続して進めてまいります。当面は各町がそれぞれ行財政改革などにより力を蓄え、救急医療や相互防災、観光など、広域行政の連携強化を図りながら、合併に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、重点施策について申し述べましたが、いずれも私1人、あるいは職員の力だけで為し得るものではなく、町議会を初め町民の皆様様の御理解と御協力、さらには、さまざまな御意見御提案が不可欠であります。本町のさらなる発展のため、今後なお一層の御支援

御協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、平成22年度に臨む私の所信といたします。

---

#### 日程第4. 会期の決定

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月19日までの16日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から19日までの16日間に決定しました。

---

#### 日程第5. 請願第1号

○議長（後藤 隆夫） 日程第5、請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願につきましては、請願審査特別委員会に付託されておりましたが、高鍋町議会会議規則第74条の規定に基づき、請願審査特別委員会委員長から別紙写しのとおり継続審査の申し出がありました。よって、閉会中の審査を認め、次期定例会において、その審査報告を求めたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。本件は閉会中の審査を認め、次期定例会において、その審査報告を求めることに決定をいたしました。

---

#### 日程第6. 諮問第1号

○議長（後藤 隆夫） 次に日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦について提案理由を申し上げます。

現委員の黒木康博氏が平成22年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに井手口順氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、略歴の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） それでは略歴の御説明をいたします。

氏名井手口順、生年月日昭和22年2月27日、現在63歳でございます。現住所高鍋町大字北高鍋3002番地1、最終学歴昭和44年3月宮崎大学教育学部卒業でございます。

続きまして、職歴等でございます。昭和44年4月延岡市立東海中学校教諭、昭和

52年4月延岡市立南中学校教諭、昭和58年4月日向市立財光寺中学校教諭、平成3年4月日向市立富島中学校教諭、平成8年4月西郷村立西郷中学校教諭、平成10年4月日南市立鶴戸中学校教頭、平成13年4月北川町立北川中学校教頭、平成16年4月椎葉村立松尾中学校校長、平成19年4月宮崎県東臼杵教育事務所社会教育指導員、平成20年3月退職され、現在に至っておられます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 第1号から3号について同じ質疑になりますので、最初のうちにしておきたいと思います。

まず、人権擁護委員の皆さんには日ごろからの活動に対し、敬意をまず表したいと考えます。どのような目的をもって配置されるのか。そのことによって地域住民にはどのような効果があるのか。住民への啓発活動や周知徹底についての予算確保はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、市町村長の推薦する者の中から法務大臣が委嘱するものであります。人権擁護委員法は国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及効用を図ることを目的としており、人権擁護委員は人権が侵犯されることのないように監視し、もし、人権が侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をとることとされております。人権擁護委員の町内における活動といたしましては、それぞれの地域における個別の相談活動等に加え、年10回程度の高鍋町社会福祉協議会等における人権相談と年2回の町内スーパー2箇所での街頭での啓発物品等の配付、灯籠祭りにおける人権ブースの設置によるパネル展や啓発物品の配付等があります。その活動により町民の方々への人権啓発の推進が図られていると考えております。

なお、人権擁護委員に給与は支給されませんが、啓発物品等にかかる予算につきましては法務局から現物支給されるものに加え、町の事業として追加して実施するものについては予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 私はですね、人権擁護委員の皆さんがいらっしゃるにもかかわらず、近年、非常に自殺をされる方が多くなってきているということを実際に心を痛めております。9月からも、私が聞いた記憶にある限りでの自殺者は5名から6名になっております。定かでないのも含めてですね。だから、そういう人たちが、なぜ、人権擁護委員の皆さんに御相談ができる状況でないのか。そして、周りの人たちがそういう状況を把握できる状況にないのかということに非常に危惧を持っている状況なんですね。だから、そ

のときに、やはり、今、町長が答弁されたようにですね、本当に人権擁護委員の皆さんはボランティアで活動をなさっております。そして、その相談時間も非常に多岐にわたり、法律的な知識も持ち合わせていなければならないと思いますし、近年、学校の子供たちの不登校を初め、いろんな障害を持った子供たちが学校になじめない。そういった状況というのも非常に多くあることを私は聞き及んでおります。また、この役場職員の中においても、いろんな関係の病状というか、障害なり、発達障害を含めたですね、やはり、うつを患ったりとか、いろんなことがあるんですね。そういう状況を考えあわせたときに、私は町長が答弁されたように、本当に社会福祉協議会の10回の活動でいいのか。人権擁護委員の皆さんがここにいますよ、そういう啓発活動が本当になされているのか、非常に疑問に思うところなんです。せっかく頑張っているにもかかわらず、それがみんなの中で評価されることのない状況というのは、私非常に危惧している状況なんです。私は、先ほども申し上げましたように、どんなに頑張っても一部の人しか知らない。そういった状況では、本当に存在が危ぶまれると私は思うんですね。だから、私は法務省に働きかけを行ってでもですね、きちんとした人権擁護委員さんをもっとふやしていく。そういう状況をつくっていく。そして、その人権擁護委員さん、そのもの。確かに地域には厚生労働省管轄の民生委員の方もいらっしゃいます。それでも、やはり、なお、網羅しきれてない部分というのが非常にありますので、その辺を統一した形での、本当に人権擁護委員さんが働きやすい、そして、みんなも、町民の皆さんが、施政方針の中にもありましたよね。住民の皆さんが本当に安心して暮らせるまちづくりをつくっていく一つの課題として、この人権擁護委員さんがやはり3名と、推薦するというんじゃなくて、本当に10名も20名もいていただく。だから30名もいていただく。ここは地域が84地域自治公民館があります。その84名。もし、人権擁護委員さんがいらしたらどうでしょうか。やはり、その地域でしっかりとフォローできるような状況というのがあるんじゃないでしょうか。また、人権擁護委員さんにはどのようなことを相談していいのかと、わからない方もたくさんいらっしゃると思います。だから、相談しにくい部分もあるんじゃないかなと思います。だから、私は前回のときに、相談件数も聞いたと思うんです。どんな相談内容が主だったことがあるのかということも聞きました。だから、そういうことを考えたときに、本当に人権擁護委員さんが高鍋町の町でしっかりと確立されていくこと。これが一番の町民の願いではないかなというふうに思いますので、そのようなことを、町長はどのようにお考えになっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 議員の申されるとおり、確かに3人の方々というのは本当に貴重な方で、手もなかなか回らないのかなと思います。人口から行きますとですね。しかし、定期的に、そういった相談活動なりを週報等でも回して、広報しておりますので。また、おとしだったですかね、子供に対して、学校に対してですね、人権の花ということで、たまたま高鍋町の小学校にいただいたわけでございますけど、そういうときにも、子供に

も啓発をして、そして、住民の意識を持たせるようにということで、いろいろな運動をしていただいております。それは厚生労働省のほうからの通達でございますので、今3人しか推薦しておりませんが、（発言する者あり）法務省か、法務省の通達で3人ということになっております。それですね、それは議員の言われるように30人おればいいのかもかもしれませんが、それは国の施策でございますので、またそういった面もふやすことができるなら、ふやしていただくようにお話ししてみるつもりでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから諮問第1号を起立によって採決いたします。本件は適任とすることに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につきましては適任とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第7. 諮問第2号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第7、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦について提案理由を申し上げます。

現委員の矢野友子氏が平成22年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに幸丸公子氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、略歴の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） それでは、略歴の御説明をいたします。

氏名幸丸公子、生年月日昭和23年10月22日、現在61歳でございます。現住所高鍋町大字南高鍋827番地、最終学歴昭和44年3月九州女子短期大学養護教育科卒業でございます。

続きまして、職歴等でございます。

昭和44年4月宮崎女子短期大学保育科助手、同じく昭和44年12月同上退職でございます。昭和45年1月から宮崎県立高鍋農業高等学校、延岡市立東海中学校、延岡市立恒富小学校で臨時講師をされております。昭和46年4月椎葉村立尾向小学校養護教諭、昭和49年4月日向市立塩見小学校養護教諭、昭和56年4月延岡市立島野浦中学校養護

教諭、昭和59年4月高鍋町立高鍋西中学校養護教諭、平成5年4月西都市立妻中学校養護教諭、平成7年4月日之影町立日之影中学校養護教諭、平成10年4月川南町立通山小学校養護教諭、平成10年3月退職となっております。平成13年4月新任教員指導教員ということで非常勤講師をされております。平成14年3月同上退職、平成16年4月川南町立国光原中学校スクールアシスタント、平成17年3月同上退職、平成17年4月高鍋町社会教育課社会教育指導員、平成20年3月退職されまして、現在に至っておられます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから諮問第2号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につきましては適任とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分休憩

.....

午前10時53分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

.....

### 日程第8. 諮問第3号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第8、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦について提案理由を申し上げます。現委員の大塚照夫氏が平成22年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。このことにつきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略をします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから諮問第3号を起立によって採決をいたします。本件は適任とすることに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、諮問第3号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。11時5分から開会をしたいと思います。

午前10時55分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をします。

日程第9. 議案第2号

日程第10. 議案第3号

日程第11. 議案第4号

日程第12. 議案第5号

日程第13. 議案第6号

日程第14. 議案第7号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第9、議案第2号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）から日程第14、議案第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上6件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第2号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）から議案第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第2号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ4,292万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億8,514万5,000円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、国の第二次補正予算に伴う、地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業及び地域における環境配慮の取り組み支援の一つとして実施される緑の分権改革推進事業に対応するためのもののほか、歳出の主なものといたしましては、J-ALERT受信機等設置工事費、土地開発基金繰出金、ふるさと納税積立金、障害福祉費の扶助費、国民健康保険・後期高齢者医療特別会計繰出金、石井十次顕彰会補助金等の増額と人事院勧告に伴います人件費の減額を行ったところでございます。また、事業費の確定に伴いまして、

地方交付税、国県支出金、繰入金及び町債等の財源調整を行うものでございます。あわせて、きめ細やかな臨時交付金事業の第2部消防機庫建てかえ事業ほか16件の繰越明許費の設定及び1件の変更、高鍋町高齢者福祉センター管理委託ほか1件の債務負担行為の設定及び2件の変更、県営防災ダム事業ほか13件の地方債の変更を行うものでございます。

次に、議案第3号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億2,131万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,284万4,000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、歳入では、平成20年度退職被保険者医療給付費確定に伴う療養給付費交付金の増額、交付額確定に伴う前期高齢者交付金の増額、保険税軽減分に充てます保険基盤安定分確定に伴う一般会計繰入金の増額及び財源保留しておりました平成20年度繰越金の増額でございます。歳出では、70歳から74歳までの被保険者自己負担割合の1割凍結延長作業に伴う一般管理費の役務費及び委託料の増額、高額医療費を県内の保険者で出し合う共同事業費確定に伴う拠出金の増額及び準備基金積立金の増額でございます。合わせて、保険財政自立支援事業貸付金に伴う地方債の限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第4号平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,495万7,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳出では、平成20年度老人医療給付費確定精算に伴う県負担金返還金の増額でございます。財源といたしましては、返還金に合わせ調整するものでございます。

次に、議案第5号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ349万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,528万円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合に対する保険基盤安定負担金、共通経費負担金、療養給付費負担金、概算見込み額の確定に伴う納付金及び特定健診等専用回線使用料の減額、温泉無料保養券交付見込み件数の増に伴う負担金補助及び交付金の増額でございます。財源といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては同額を一般会計から繰り入れ、温泉無料保養券交付事業に伴う後期高齢者医療広域連合交付金の確定に伴う財源調整を行うものでございます。あわせて、設備機器等保守点検委託に伴う債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第6号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ200万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億985万円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、歳出では、事業費がおおむね確定したことに伴う工事請負費等の減額でございます。歳入では、管渠工事費がおおむね確定したことに伴う下水道債の減額及び下水道

接続世帯の増加に伴う使用料の増額等財源調整を行うものでございます。あわせて、下水道債の減額に伴い地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億1,409万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,869万3,000円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、歳出では、平成21年度介護保険給付費の見込みに伴い、施設介護サービス、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス費等の給付費の調整を行うものでございます。財源につきましては、給付費に合わせ調整するものでございます。

以上6件の議案につきまして、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について詳細説明を申し上げます。

お手元に、地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業の概要、交付見込み額一覧及び交付金充当予定事業の詳細を配付しておりますのでごらんいただきたいと思っております。

この交付金は「明日の安心と成長のための緊急経済対策」としまして、本年1月28日に成立いたしました、国の平成21年度第二次補正予算から地方支援対策として交付されるものであります。対象事業は地元の中小企業、零細事業者が受注できるインフラ整備として実施される地方単独事業となっております。事務的には前回の経済対策交付金と同様の取り扱いになっておりまして、実施計画書の提出、内示、交付申請、交付決定、実績報告の流れとなっております。対象事業としまして、めいりんの湯、健康づくりセンター、保育園、小中学校、中央公民館の整備、第2部消防機庫の建てかえ及び道路改良事業を予定しております。

次に、緑の分権改革推進事業について申し上げます。この事業も同じく国の平成21年度第二次補正予算で成立した事業でございます。総務省から県が委託を受け、さらに、県から市町村に再委託して実施される事業でございます。地域のクリーンエネルギー資源の賦存量及び実証のための調査を行い、そのエネルギーを利用することに伴いまして、地域の活性化を図ろうというものでございます。

それでは詳細を説明いたします。30、31ページの歳出のほうから御説明を申し上げます。

まず、最初の議会費から教育費までの歳出全般にわたりまして、人事院勧告の実施に伴います、給料、手当、職員手当等の減額と事業費の確定見込みによります減額調整を全体的に行っております。きめ細やかな交付金充当事業は先ほど御説明しましたとおり、お手元に配付した内容となっておりますので、これ以外の増額となっております経費について詳細説明を申し上げたいと思っております。

まず、基金管理費の積立金でございますが、運用利息及び寄附金を基金に積み立てるものであります。繰出金は東中学校正門横の土地購入費でありまして、この土地は平成

19年3月に土地開発基金で購入後、なかなか財源の手当ができておりませんで、そのままになっておりましたが、今回ようやく財源の確保ができましたので、有効活用を図るため、基金から買い戻すものでございます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。

活性化推進事業費の委託料は500万円減となっておりますが、内容は先ほど申し上げました、緑の分権推進改革事業の調査分が2,500万円増ですね。それと、第5号で補正いたしました、水源調査費3,000万円計上しておりましたが、この分が減となっております。これは新聞報道でご存じだと思いますが、誘致を期待しておりました、野菜冷凍加工場が西都市に建設されることになりまして不要となったものでございます。スポーツ合宿補助金につきましては、千葉大学医学部ラグビー部が3月18日から小丸河畔運動公園で合宿を行います、その宿泊補助として1泊あたり1,000円の助成を行うというものでございます。諸費の職業訓練校負担金は、東児湯高等職業訓練校の21年度訓練生の実績に応じた負担金の不足分を計上しております。地域安全対策費の消耗品につきましては、防犯啓発用の用品を買うものでございます。交通安全対策費の報償金につきましては、交通指導員の1名の方が——済みません、34、35ページに行っております。済みません。ページのずれが出ております。申しわけございません。

交通安全対策費の報償金でございますが、交通指導員1名が退職されたことに伴います退職功労金でございます。

続きまして、少し飛びまして、40、41ページをお願いいたします。

社会福祉総務費の積立金につきましては、地域福祉基金の運用利息を基金に積み立てるというものでございます。国保基盤安定繰出金、それと、後期高齢医療費保険基盤安定負担金は保険料軽減対策費として繰り出すものでございます。国民年金事務費は年金情報照会用パソコンの購入と端末回線の使用料となっております。障害福祉の身体障害者補装具給付事業は高額補装具の申請が急増したことに伴うものでございます。

次に、42、43ページをお願いいたします。

介護給付費、訓練等給付費、移動支援事業は単価改定もしくは利用料の増加に伴うものでございます。補助金返還金は20年度事業費確定に伴う返還金であります。子ども手当費は、22年6月から支給開始となります子ども手当にかかるシステムの改修費でありまして、国の21年度補正予算に計上された事務費であります。特別保育事業の増額は基準単価改定による増額と20年度事業費精算に伴う返還金であります。

続きまして、46、47ページをお願いいたします。

救急医療施設等運営費は施設利用者の実績に応じ、ふえたための不足分でございます。

52、53ページをお願いいたします。

畜産業費の家畜飼料特別支援資金通事業利子補給金は重油価格高騰に伴いまして、平成21年度に畜産農家のほうが実行いたしました借入金の利子補給の町負担分でございます。

54、55ページをお願いいたします。

商工業振興費の小規模事業者特別融資制度保証料補助金は信用保証協会に対する保証料でありますけども、借り入れ希望者が増加しておりますので、実績見込みにより増額をしております。

56、57ページをお願いいたします。

自然災害防止事業費の増額につきましては、これは県営事業で実施しております山下地区急傾斜地崩壊対策事業費が確定したことに伴います増額でございます。

58、59ページをお願いいたします。

非常備消防費の費用弁償につきましては、火災出動、行方不明者捜索に伴います不足分と3月までに予測されます見込み額を計上しております。災害対策費の工事請負費につきましては、全国瞬時警報システムということで、J - A L E R T受信機を庁舎の屋上に設置する工事費でございます。

60、61ページをお願いいたします。

事務局費の投資及び出資金は高鍋町育英会に対しまして寄附金を出資するものでございます。教育振興費の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、今年を対象者が増加したことによるということの増額でございます。

62、63ページをお願い申し上げます。

教育振興費の西中学校費でございますが、創造アイデアロボットコンテストというのがございまして、これの県大会と九州大会に出場した分の交付金でございます。

64、65ページをお願いいたします。

これは一般文化財費の補助金でございますが、石井十次顕彰会への寄附金でございます。

66、67ページをお願いいたします。

保健体育総務費の補助金は、県外大会、国外大会出場への補助でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。

まず、款6地方消費税交付金から款9の地方交付税につきましては、交付額が確定したことによります額を計上しております。その下の社会教育使用料から、次のページの保険基盤安定負担金につきましては実績見込みによる数字を計上しております。その下のほうですが、総務管理費の補助金ですけども、経済危機対策と公共投資臨時交付金につきましては、これ確定が来ました分の増減を行っております。

先ほど申し上げました、次のページの地域活性化きめ細やかな臨時交付金につきましては、交付見込みということで計上をいたしております。

そのページの国庫補助金から、24、25ページの県補助金につきましては、実績等による確定または見込みということで計上いたしております。

24、25ページの県支出金の中の総務管理費委託金でございますが、先ほど申し上げました、緑の分権改革推進事業の委託金ですけども、地域のクリーンエネルギー資源の賦

存量及びその実証を調査するという事になっておりまして、現在、県経由で総務省に事業の申請をしておりますので、その21年度ということでございますので、その申請の額を計上してるところでございます。その下の統計調査委託金につきましては、確定しましたので、その額でございます。利子及び配当金につきましては、運用による基金利息でございます、それぞれ計上しております。寄附金は寄附申込者の意向を受けて、それぞれの歳入科目に計上しているところでございます。

次のページです。

財政調整基金の繰入金ですが、これは予算調整で歳入が増加、歳出は減となった関係がございます、基金へ繰り戻すというものでございます。雑入から町債につきましては、実績見込みと事業費確定によって計上をしております。

次に、7ページのほうをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございますが、追加が17件、変更が1件となっております。

まず、戸籍電算システム導入事業でございますが、戸籍電算化が先月22日に完了といえますか、稼働を始めておりますが、現在は電算化する前の戸籍のイメージをパソコンに保存する作業を行っておりますが、その作業が8月末までかかるということから、その分を繰り越すものでございます。公用車購入事業、介護基盤緊急整備事業、森林整備加速化林業再生事業、J-ALERT受信機等設置事業につきましては、国の一次補正予算に伴って成立しました経済危機対策関係費でございますが、3月までに事業の完了が見込めないことから繰り越しを行うものでございます。

残りの事業につきましては、本年1月に成立いたしました、国の第二次補正予算に伴うものでありまして、事業内容につきましては、緑の分権改革推進事業ときめ細やかな臨時交付金につきましては、先ほど御説明を申し上げたところでございます。あくまでも繰り越して事業を実施していくということから、ここに計上しております。

子ども手当交付金事業でございますが、これも先ほどちょっと触れましたが、平成22年度からの子ども手当創設に伴う手当の円滑な実施に向けてシステム改修を行うということで交付されておりますが、実際の交付時期が6月から開始ということで、それまでにシステム改修を行うことから、繰り越しを行うものでございます。

次ページの変更いたしました地域活力基盤創造交付金でございますが、12月補正5号で繰越明許費を設定しておりましたが、その後、用地交渉を進めて行く中で、3月末までに契約が困難と思われる案件が生じたことから、その分を追加しておるものでございます。

次の9ページ、10ページですね。債務負担行為の補正でございますが、配合飼料価格が上昇しております、購入資金を借り入れた農家等がございますが、その農家に対しまして、24年まで利子補給を行うということで計上いたしております。高鍋町高齢者福祉センター管理委託につきましては、別途議案第9号で指定管理者指定について御提案は申し上げますが、平成22年度から24年までの施設管理につきまして、指定管理者で行う

ということにつきます債務負担行為の追加としております。警備委託の変更につきましては、計算をした結果ですね、最低賃金に満たない仕様の分がございまして、ちょっと設計額を変更いたしました関係で、その分を適正な価格にふやしたために、増額とするものでございます。電気工作物保安管理につきましては、新たに、そこに備蓄倉庫が建設されましたが、そういうことに伴う、ちょっと内容がふえた関係で増額が生じたものでございます。

最後に、10ページ、11ページでございます。地方債の補正でございますが、事業費の確定に伴いまして、県営防災ダム事業ほか2件につきましては増額、それと、一番上の本庁舎内の放送設備整備事業ほか10件につきましては減額ということでございます。あくまでも事業費の確定に伴うものでございます。

以上で一般会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○13番（中村 末子君） 議長、もう少し説明をしてもらってください。高鍋町高齢者福祉センター管理委託が平成22年度から実施と言ったけど、平成21年度から書いてあるから。

○政策推進課長（森 弘道君） 平成22年度から委託いたします関係で、21年度に契約を行うので、21からということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） それでは、議案第3号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入の12ページからになります。

まず、国庫負担金でございますが、高額医療費共同事業負担金、これにつきましては、1件80万円以上の医療費を国・県・市町村保険者で支援し合いながら、負担を軽減する事業でございまして、暦年計算となっております。平成21年中の医療費が確定をしたことに伴う国庫負担金の増額でございます。その下の特定健康診査等負担金、過年度分でございますけれども、これは平成20年度の特定健康診査及び特定保健指導事業費確定に伴う国庫負担分の増額でございます。

なお、14ページの上段に県の負担金がございますが、これについても同様の内容で増額をするものでございます。

12ページにお戻りをいただきまして、国庫補助金、高齢者医療制度円滑運営事業補助金でございますが、国民健康保険法では、現在一定以上の所得を除く70歳から74歳までの被保険者の医療費の自己負担割合は2割というふうに定められておりますが、昨年に引き続き、改正前の1割を凍結するということになりましたので、それにかかる経費を国が負担するということの増額でございます。

次に、6款の療養給付費等交付金でございますが、療養給付費交付金過年度分、平成20年度の退職被保険者医療給付費確定に伴う増額でございます。

次に7款でございまして、前期高齢者交付金、これにつきましては、国保では他の社会

保険等に比べて、65歳から75歳の高齢者の方が多く加入をしておられます関係上、医療費に不均衡が生じていることから、この交付金はこれを調整するためのものでございます。平成21年度の交付額が確定したことによる増額となっております。

続きまして14ページの上段、県支出金につきましては、県負担金につきましては、先ほど御説明を申し上げたとおりでございます。

次の県補助金で、県の調整交付金でございますが、この普通調整交付金は前年度の療養給付費等負担金額に応じて交付されるものでございまして、平成20年度の確定に伴い減額をするものでございます。

次に、一般会計繰入金の保険基盤安定分でございますが、これは低所得者の保険税軽減分を一般会計から繰り入れるものでございます。繰入額の中には、国・県の負担分が含まれております。今年度の軽減額確定に伴う増額でございます。それから、職員給与分でございますが、特別会計支援職員分の人件費繰入金でございまして、期末勤勉手当支給月数が減となったことに伴う減額となっております。一番下の繰入金でございまして、財源留保しておりました平成20年度繰越金の増額でございます。この内訳といたしましては、平成21年1月から2月にかけての診療報酬請求額が予想を下回ったことによる残額と前期高齢者交付金の超過交付金であります、ということでございます。うち1億円につきましては、昨年6月補正におきまして、国民健康保険税軽減のために使用済みでございます。残りの分につきましては、平成22年度に前期高齢者交付金の減額がなされる予定でありますので、その財源とする予定となっております。

次のページ、16ページの町債でございますが、これにつきましては、申請をしておりました、県の保険財政自立支援事業借入金額の内示がございまして、その内示に伴う減額でございます。

なお、その借り入れ申請金額につきましては、現段階での決算見込みによって算出することになっております。

続きまして、歳出でございますが、18ページからになります。

総務費の一般管理費職員手当等でございますが、これは期末勤勉手当の月数が減となったことによる減額でございます。それから、役務費、委託料につきましては、歳入でも申し上げましたが、70歳から74歳までの医療費自己負担2割が1割に凍結をされたことによる経費の増額ということになります。

次に、賦課徴収費でございますが、これはコンビニ収納手数料の国民健康保険税分の増額でございます。本年度から県の特別調整交付金において手当される見通しということになったことから、一般会計予算から振り替えるものでございます。

次の20ページになります。2款の保険給付費、2項高額療養費でございますが、平成20年4月から始まりました、高額介護合算療養費制度によりまして、平成20年4月から平成21年7月分の仮算定を行いまして、それに伴う合算療養費の増額でございます。それから3款の後期高齢者支援金、次の4款の前期高齢者納付金、5款の老人保健拠出金、い



ずれも平成21年度の支出額確定に伴う増額及び減額ということでございます。

次に22ページ、7款の共同事業拠出金でございますが、高額医療費事業拠出金、これにつきましては、1件80万円以上のレセプトを国・県・市町村保険者で支援し合いながら負担を軽減する事業でございます、21年中の医療費が確定したことに伴う増額ということになります。それから、保険財政共同安定化事業拠出金、これは1件30万円以上のレセプトの8万円から80万円までの部分を県内の市町村で出し合って負担を軽減する事業でございます、これも21年中の医療費が確定したことに伴う増額でございます。

次の8款の保健事業費でございますが、特定健康診査等事業費でございますが、これ専用回線の使用料を減額するものでございますが、職員配置の関係で、その端末の健康づくりセンターに設置をいたしておりましたが、異動の関係で本庁に切りかえるということで接続料を減額するものでございます。その下の保健事業費でございますが、これにつきましては平成20年度まで実施しておりました、鍼灸、それからマッサージ等施術助成事業の遅延分、遅延請求分を実績に応じて減額するものでございます。

次の24ページの準備基金積立金でございますが、これにつきましては、平成21年度県の保険財政自立支援事業において借り入れました8,800万円につきましては、財源調整分と合わせて基金に積み立てるための増額でございます。借入金につきましては、平成23年度から5年間で返済しなければならないことになっておりますけれども、そのような理由で緊急やむを得ない場合についてのみ使用することといたしておりますが、国民健康保険事業の安定的な運営に寄与していくものというふうに考えております。

以上が議案第3号の説明でございます。

それでは引き続き、第4号議案平成21年度老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の6ページ、7ページになります。

歳出の償還金でございますが、これは平成20年度事業費の精算に伴いまして、県負担金の返還金が発生をいたしましたので増額をするものでございます。

歳入につきましては、レセプト点検に伴う修正により雑入として返還金を受け入れておりますので、返還金の財源調整という意味合いで増額をするものでございます。

以上が議案第4号についての御説明でございます。

続きまして、議案第5号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳出からになります。10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思っております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金でございますが、保険料の軽減に充てる保険基盤安定負担金の確定に伴う増額、それから広域連合の共通経費負担金の確定に伴う減額、療養給付費に充てる療養給付費負担金概算見込み額の確定に伴う減額でございます。

3款の保健事業費の健康診査費のうち役務費は特定健診主担当者を本庁舎に配置したた

め、健康づくりセンターにつないでございましたデータ回線を廃止するということになりました。回線使用料を減額するものでございます。それから、負担金補助及び交付金につきましては、温泉無料保養券利用者が当初を400名ほど上回るが見込まれることから増額をするものでございます。

1 ページお戻りをいただきまして、歳入でございますが、一般会計繰入金の事務費繰入金は財源調整のための減額をするもの。その下の保険基盤安定負担金、共通経費負担金、療養給付費負担金は歳出で御説明したように、いずれも平成21年度事業費の確定、または概算見込み額による増減でございます。雑入につきましては、温泉無料保養券交付に係る広域連合交付金の増額でございます。

以上でございます。

失礼しました。それでは、議案第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、御説明を申し上げます。

歳出からになります。12ページ、13ページをお開きをいただきたいと思っております。

1 款総務費の一般管理費職員手当等は時間外勤務手当の増額でございます。会計検査院の会計検査が実施されたことに伴う時間外手当でございます。それから、2 款保険給付費の居宅介護サービス給付費は介護報酬改定に伴う増額でございます。それから、施設介護サービス給付費は第4期介護保険事業計画に盛り込んでございました施設整備が行われなかったことによる減額でございます。

それから14ページ、15ページの中ほどの6目居宅介護住宅改修費でございますが、当初計画40箇所ほどを見込んでおりましたが、現段階で28箇所程度ということになる見込みでありますので、減額をするものでございます。

それから16ページ、17ページの上の段、地域密着型介護サービス給付費でございますが、これは事業計画に盛り込んでございましたグループホームの建設が平成22年度にずれ込んだために減額をするものでございます。それから、下の段の介護予防サービス給付費はほぼ前年度と同水準で推移しておりますが、現段階では見込みによる、減少ということが見込まれますので減額をするものでございます。

それから、次に18ページ、19ページの3目地域密着型介護予防サービス給付費でございますが、これは先ほど申しましたグループホームの建設がおくれましたことと、要支援1、2の利用者がよそより少なかったことによる減額でございます。それから、下の段の介護予防サービス計画給付費でございますが、これは要支援1、2の方のケアプラン作成を当初月平均150名ということで見込んでおりましたけれども、130名程度となったために減額をするものでございます。

次に、20ページ、21ページの下段になります。高額介護サービス費でございますが、これは介護報酬の増額改定により限度額を超える被保険者が増加したこと、それから、居宅介護利用者が増加したことによる増額でございます。

それから、22ページ、23ページの高額医療合算介護サービス費等でございますが、

これは当初見込みを上回ったために増額するものでございますが、新たに創設された制度でございまして、見込みを把握するのがなかなか困難であったということも一因としてございます。

それから26ページ、27ページの介護給付費準備基金積立金は基金利息分を基金に積みみますことによる増額でございます。

続きまして歳入でございますが、8ページになります。保険料でございますが、現段階において見込まれる保険料収入額を見込んで減額をするものでございます。それから、4款、5款、6款の国庫、それから支払基金、県支出金につきましては、給付費に応じて、それぞれの率に基づき、減額をするものでございます。下段の財産収入でございますが、支出で申しあげましたように基金利息でございます。

それから、最後の10款の繰入金でございますが、介護給付費繰入金につきましては、一般会計から一定の率に応じて繰り入れるものでございますが、給付費が減となっておりますために減額をするものでございます。一般会計繰入金につきましては、職員給付費時間外手当相当分でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 議案第6号については上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 議案第6号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳出のほうから説明させていただきます。12ページ、13ページをお開きください。

総務費につきまして、負担金補助及び交付金、これは都市計画協会負担金でございますけれども、事業費の確定に伴いまして減額となりました。それから施設管理費につきまして、委託料、これは委託料2件ありますけれども、浄化センター運転管理委託、電気工作物保安管理委託、これ実績に伴いまして減額でございます。

それから、次の公共下水道費でございます。これの委託料につきまして、これも減額でございますけれども、下水道台帳作成業務委託、これ確定しましたので減額となります。

それから、工事請負費につきましては、工事がおおむね確定したことに伴います減額でございます。

次の補償補填及び賠償金でございますけれども、これは下水道工事で水道管の移設箇所がふえたため増額となっております。

それから、次の積立金でございます。減債積立金、これは増額となっております。

それから次、歳入のほうに移ります。8ページ、9ページでございます。2款のほうですけれども、土木使用料、これは現年分、これは接続世帯の増加に伴いまして増額となっております。

それから滞納繰越分でございますけれども、これは下水道使用料漏れの遡及分、これを入れたものでございます。歳入ですね。

それから、4款土木費県補助金でございます。これは確定に伴いまして、増額となって

おります。

次、10ページ、11ページでございます。繰入金でございます。

この分につきましては、使用料等の増加に伴いまして、減額となっております。

それから雑入についてでございますけれども、下水道事業協力金、これは下水道使用料漏れの時効分、これを122万円ほど歳入として入れております。雑入として入れております。

それから町債ですけれども、事業費が確定したことによりまして減額でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

時間的にちょうど切りがいいと思いますので、ここで暫時休憩をいたしまして、13時から再開をしたいというふうに思います。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは午前中に引き続き再開をいたします。

日程第15. 議案第8号

日程第16. 議案第9号

日程第17. 議案第10号

日程第18. 議案第11号

日程第19. 議案第12号

日程第20. 議案第13号

日程第21. 議案第14号

日程第22. 議案第15号

日程第23. 議案第16号

日程第24. 議案第17号

日程第25. 議案第18号

日程第26. 議案第19号

日程第27. 議案第20号

日程第28. 議案第21号

日程第29. 議案第22号

日程第30. 議案第23号

日程第31. 議案第24号

日程第32. 議案第25号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第15、議案第8号高鍋町総合計画第五次基本構想についてから日程第32、議案第25号平成22年度高鍋町水道事業会計予算についてまで、

以上18件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第8号高鍋町総合計画第五次基本構想についてから、議案第25号平成22年度高鍋町水道事業会計予算についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第8号高鍋町総合計画第五次基本構想についてでございますが、この議案は昨年第4回定例会に提案いたしました。内容を精査する必要が生じたため、議案を取り下げたものでございます。その後、議案の全体的な見直しを行い、再度提案するものでございます。

提案理由といたしましては、高鍋町における町政運営の基本として総合計画を策定し、当町のまちづくりを推進するため、基本構想を定めたいので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についてでございますが、この議案につきましては、高鍋町持田地域まちづくり協議会を地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定して、高鍋町持田地区高齢者福祉センターの施設の管理を行わせたいので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号団体営村づくり交付金事業計画の変更についてでございますが、本件は当該土地改良事業の事業費が38.3%の減額となるため、事業計画を変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。事業計画変更が必要となった主な理由といたしましては、農業用排水路、農道整備に係る工法変更等により事業費が減額となったものでございます。

次に、議案第11号町道路線の認定についてでございますが、開発地の道路部分の寄附採納に伴い、その道路を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第12号高鍋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は平成20年度から人事評価を試行により実施しているところであり、平成22年度から人事評価の結果を降任、免職及び降給の分限処分に活用するため改正を行うものでございます。改正の主な内容は職員を降給することができる場合の事由及び手続きの設定等でございます。

次に、議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は平成22年度から人事評価の結果を職員の昇給等に活用するため及び労働基準法の改正に伴う職員の時間外勤務手当の支給割合を改定するため改正を行うものでございます。改正の主な内容は、職員の昇給に係る勤務成績の評価期間、期末勤勉手当に係る勤務成績の評価期間、役職加算を受ける職員の区分及び割合の改正並びに職員が月60時間を超えて行った時間外勤務に対して支給する60時間を超える時間数の時間外勤

務手当の支給割合を100分の125から100分の150に改定するものでございます。

次に、議案第14号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は労働基準法の改正に伴い、職員が月60時間を超える時間外勤務を行った場合、時間外勤務代休時間として休暇をとることができる制度を新設するため改正するものでございます。

次に、議案第15号高鍋町保育の実施に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は児童福祉法の改正により保育の実施の定義が保育所における保育を行うことに加え、家庭的保育事業による保育を行うことをあわせた定義となったことから、町条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号平成22年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、国の地方財政計画では、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高水準で推移すること等により定数削減や人事院勧告に伴う給与関係費が大幅に減少しても、なお、財源不足は過去最大に拡大するものと見込まれております。一方、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財政の所要の財源を確保する方針のもと、地方交付税の総額を対前年度比で約1兆円増額され、これにあわせて特別枠として地域活性化・雇用等臨時特例費が計上されたところでございます。また、地方交付税の原資となる国税収入の減収分を国と地方で折半して補てんすることとし、地方負担分は臨時財政対策債により補てんし、その元利償還金相当額は後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされたところでございます。

さて、本町の財政状況につきましては、第四次、第五次の行財政改革を実施しておりますが、平成20年度、平成21年度は国から緊急経済対策として地域活性化交付金が交付されたこともあり、従来の財政運営に比べますと、厳しさが若干和らいできた感じがしております。しかしながら、依然として、好転の見られない地域経済の中では雇用環境の悪化に伴う社会保障関係経費の自然増により、扶助費が高い水準のまま推移していくことは確実でございます。このことに加えまして、一部事務組合の負担金、各特別会計への繰出金は年々増加し、町税を初めとした自主財源では賄いきれない厳しい財政状況が続いております。このような中で、第五次高鍋町総合計画で目標とする高鍋町の将来像、「住民参加による快適で美しいまち「たかなべ」」、「子どもがにぎわうまちづくり」の実現を図り、あわせて、第五次行財政改革を推進するため予算編成を行ったところでございます。この結果、平成22年度の一般会計当初予算額は歳入歳出それぞれ67億2,500万円となり、前年度当初予算と比較すると、額にして1億5,500万円、率にして2.4%の増でございます。その中で新たに計上いたしました主な事業のうち3件につきまして御説明申し上げます。

まず、子ども手当の創設であります。これまでの児童手当に子ども手当を併給すること

で、中学卒業まで1人につき月額1万3,000円を支給するものでございます。児童手当は国・地方・事業主で負担していましたが、子ども手当は全額国庫負担となります。

なお、支給総額は今年の児童手当と比較すると約2倍でございます。

次に、地域グリーンニューディール事業であります。この事業は地球温暖化対策等の喫緊の環境問題を解決するため、地域での取り組みを支援する目的で、国の平成21年度補正予算に計上されたもので、地方公共団体の施設整備を対象事業としております。当町においては現在、省エネに向けての実施設計を行っており、本年度は庁舎の空調設備の改善を行うものでございます。

次に、屋内練習場建設事業であります。活性化推進事業といたしまして、企業誘致とスポーツキャンプの誘致に取り組んでおりますが、本年も2校の大学硬式野球部に、高鍋町においてスポーツキャンプを実施していただいているところでございます。しかしながら、雨天時の対策がネックとなり、なかなか誘致する際の条件として不利な面がございました。そこで、宝くじ助成事業の活用により小丸河畔運動公園内に屋内練習場の建設を行うものでございます。

それでは、歳入から予算の概要を申し上げます。

まず、町税でございますが、景気回復が見込めないことから、個人、法人、町民税では減収が見込まれますが、土地家屋に係る固定資産税及びたばこ税は増収が見込まれることから、昨年並みの歳入を計上したところでございます。地方譲与税では、地方揮発油譲与税は21年度決算見込みにより増額計上しております。利子割交付金は利率の減により前年度の半額を計上しております。地方特例交付金では、児童手当及び子ども手当の拡充分を見込んで計上しております。地方交付税では、21年度の交付額及び先ほど申し上げました地域活性化雇用等臨時特例費に係るもの等、地方財政計画をもとに計上したところでございます。国県支出金では現在のところ確定した金額を把握することは困難でございますので、それぞれ見込み額により計上したところでございます。詳細につきましては、例年、政策目標や事業効果等を検討し、財政の健全性にも配慮しながら縮減に努めているところでございまして、臨時財政対策債と公的資金補償金免除繰上償還借換債の増額はありましたが、全体では減額でございます。

なお、例年、財政調整のため繰入金を計上してございましたが、本年はその必要がなかったところでございます。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

まず、議会費につきましては、費目によって若干の増減がありますが、ほぼ昨年並みの予算計上でございます。

次に、総務費につきましては、暮らしのアドバイザー活動費に係る消費者行政活性化基金事業、庁舎空調改修工事を行う地域グリーンニューディール事業、企業キャンプ誘致を推進するための活性化推進事業、適正課税を図るため航空写真撮影及び家屋特定調査委託費、国税連携に伴う基幹システム改修委託費、参議院議員、県知事、町議会議員の選挙費

等を計上いたしましたところでございます。

次に、民生費の社会福祉関係費につきましては、福祉バス運行経費、敬老祝金、障害者の自立支援や高齢者の社会参加促進を支援する事業費、国民健康保険、後期高齢者医療、老人保健、介護保険の各特別会計への繰出金等の所要額を計上したところでございます。

次に、児童福祉関係では、本年度から支給されることとなりました子ども手当を初めとして、地域の子供の預かりを援助するファミリーサポートセンター事業費、延長保育等の特別保育事業、放課後児童クラブ事業、乳幼児医療費など、子育て応援や子育て支援のための所要額を計上したところでございます。

次に、衛生費につきましては、小児の診療及び夜間急病者の診療対策費、各種予防接種費、妊婦の健康診査充実のための経費、女性特有のがん検診事業、合併処理浄化槽設置事業費、ごみ、し尿の処理経費ほか、※公共下水道事業会計への繰出金、西都児湯環境整備事務組合、高鍋・木城衛生組合への負担金をそれぞれ計上したところでございます。

なお、高鍋・木城衛生組合負担金につきましては、汚泥搬出を行うための施設改修費を増額して計上したところでございます。

次に、農林水産業費につきましては、最終年度を迎えました緑豊かな農村景観と自然環境保全を目指した四季彩のむらの整備を行うむらづくり交付金事業費、地域農業育成支援のための事業費、転作関連では、肥料用稲を重点にした新生産調整対策費、畜産関係では、児湯ブランドを確立するための優良雌牛導入、保留対策事業費、肉用牛肥育素牛導入緊急対策事業費、効率的な農業経営のための生産基盤充実に向けた尾鈴地区土地改良事業の事業推進費、農地や農業用水の保全向上対策のための事業費を計上したところでございます。その他、水産業振興として、アユ、ウナギの稚魚放流やアサリ、アワビ、稚貝放流のための事業費、農林振興として松くい虫防除対策等の事業費を計上したところでございます。また、めいりんの湯の経営改善策としまして、入湯者の増加を図るべく、広告宣伝にかかる委託料を計上したところでございます。

次に、商工費につきましては、本町経済に景気の好転が見られず、商店街は依然として厳しい状況でございます。零細企業や個人経営者が多くを占める地域経済の中で、事業資金の融資が課題となっておりますので、小規模事業者特別融資制度、保証料補助金の増額を図ったところでございます。また、地元雇用の拡大に努めることなどを念頭に、可能な限り地場産業振興対策、商工業振興対策を初め、空き店舗対策のまちなかチャレンジショップ事業、子育て支援とあわせたスタンプカードイベント助成事業など、引き続き所要額を計上したところでございます。また、昨年度から23年度まで補助事業として、城下町高鍋まちなか活性化事業に取り組んでいただいておりますが、商店街の若手会員に新しい発想で新しいにぎわいを創出する商店街再生の地域リーダーとして活躍いただき、商店街活性化の起爆剤としていただけるよう大変期待しているところでございます。

次に、土木費につきましては、道路整備の柱として、社会資本整備総合交付金事業費を計上したところでございます。また、道路、公園及び町営住宅の維持管理の所要額を計上

※後段に訂正あり



したところでございます。継続事業費の山下地区急傾斜地崩壊対策事業につきましては、引き続き、その所要額を計上したところでございます。

下水道整備につきましては、財政状況や整備計画等を考慮し、繰出金を計上したところでございます。

次に、消防費につきましては、小型ポンプの購入費、自主防災組織育成を図る地域防災力向上補助金、防災資材・機材の整備を図る消防広域化等体制強化促進事業費、土砂災害ハザードマップの作成費用、町民の生命と財産を守るための各種防災訓練経費、防災ヘリコプター運行経費、東児湯消防組合負担金などの所要額を計上したところでございます。

次に、教育費につきましては、まず、学校関係費であります。相互の交流を通して広い視野を持つ児童の育成を図る姉妹都市交流事業費、冷房機改修工事費、校舎の耐震補強工事設計委託費、小学校給食室の耐震診断委託費等の環境整備費、給食用食器、中学校の机、椅子、給食センターの真空冷却機の購入費、その他所要額を計上したところでございます。

社会教育では、自治公民館運営補助及びコミュニティ助成事業のほか、地域の方々をボランティアとして学校に派遣し、学校の教育活動を支援する仕組みを構築し、教育の充実を図る学校支援地域本部事業費、図書館で蔵書の検索、返却などが迅速に行うことができる図書システムの導入経費を計上したところでございます。

次に、議案第17号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ26億8,688万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると、1.5%の減でございます。

歳入の主なものは、保険税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等でございます。

支出の主なものは、人件費等であります。総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健、共同事業拠出金、保険事業費及び諸支出金等でございます。

ここ数年来の国保事業を取り巻く環境が厳しい状況であったため、本町においても本会計は平成20年度医療費の予想外の伸びなどにより危機的な財政状況でございましたが、被保険者や町民の皆様方の御理解御協力のもと、保険税率の引き上げ、保険助成事業の見直し、県の保険財政自立支援事業貸付金の活用及び一般会計からの繰り入れなどにより、国保財政の安定的な運用に努めているところでございます。また、昨年からは町民の皆様から定期的な水中運動をしていただき、健康増進を図ることと、健康づくりセンターのプール利用率の向上を図るため、ボランティアによる水中運動普及員を設置し、プール利用の促進を図っていただいているところでございます。今回新規事業として、この普及員に対する研修を実施するとともに、町民の皆様方に御参加いただき、運動効果が実感できるプールを利用した疾病別教室を行うための事業費を計上したところでございます。その他、健全運営を実施するため、昨年度策定いたしました、高鍋町国民健康保険事業運営健全化計画に基づき、引き続き特定健診受診率の向上による生活習慣病の予防対策やレセプト点検

の充実、重複、頻回受診者への訪問指導の実施、後発医薬品の普及、促進をするとともに、年間を通じて健康づくりを推進し、医療費の適正化に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、議案第18号平成22年度高鍋町老人保健特別会計予算についてでございますが、この会計は平成20年度から後期高齢者医療制度が施行され、被保険者が移行されたことから、過年度請求分の精算等を行う会計で、本年度までの会計でございます。予算総額は歳入歳出それぞれ568万3,000円となり、前年度当初予算と比較すると76.8%の減でございます。予算の内容といたしましては、歳入では支払基金交付金、国庫支出金は交付方針が未確定のため1,000円とし、ほとんどが一般会計からの繰り入れでございます。

歳出の主なものは、平成19年度までに受診された医療給付費の請求遅延や過誤精算等に対応するための、医療給付費でございます。

次に、議案第19号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ3億9,710万円となり、前年度当初予算と比較すると、1.2%の増でございます。

歳入の主なものは、保険料、一般会計からの繰入金、宮崎県後期高齢者医療広域連合からの特定健診と実施委託料及び温泉無料保養券助成事業に伴う交付金等の諸収入でございます。

歳出の主なものは、保険料徴収嘱託員報酬等の事務経費、後期高齢者広域連合への納付金、特定健診経費等の保険事業費でございます。

次に、議案第20号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は4億2,246万円となり、前年度当初予算と比較すると3.9%の増でございます。予算の内容といたしましては、歳出では、汚水管渠工事費、人件費、公債費等でございます。財源といたしましては、負担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、町債等でございます。

次に、議案第21号平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,150万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると、1.0%の増でございます。予算の概要といたしましては、高鍋町、新富町、木城町の要介護認定審査に係る経費でございます。歳入の主なものは、新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、歳出の主なものは委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第22号平成22年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ14億2,346万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると2.8%の増でございます。予算の概要といたしましては、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画による2年度目の予算でございます。歳入の主なものは保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金で、歳出の

主なものは介護予防給付費及び第4期介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の施設整備に伴う施設介護サービス給付費等の介護サービス給付費並びに地域支援事業に係る委託料等の事務的経費等でございます。

次に、議案第23号平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ319万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると、5.4%の減でございます。予算の内容といたしましては、歳出の主なものは土地区画整理事業の換地処分に伴う交付清算金で、財源といたしましては清算金でございます。

次に、議案第24号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ2,056万9,000円となり、前年度当初予算とほぼ同額でございます。予算の内容といたしましては、歳出では報酬等の事務的経費、国営施設使用料、一ツ瀬川土地改良区負担金等で、財源といたしましては雑用水使用料等でございます。

次に、議案第25号平成22年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数8,263戸、年間配水量242万345立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は収入総額4億3,626万5,000円、支出総額4億6,736万8,000円でございます。収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費などでございます。また、資本的収支は収入総額1億2,940万2,000円、支出総額3億3,292万2,000円でございます。支出の主なものは企業債償還金、建設改良費等で、収入が支出に不足する額につきましては損益勘定留保資金などで補てんするものでございます。

以上、18件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（後藤 隆夫） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

議員協議会を45分から実施をいたしますのでお集まりをお願いをいたします。

午後1時35分散会

---